「国際知財司法シンポジウム2018」の総括

知的財産高等裁判所長 高部真規子

第1 はじめに

平成30年10月31日から2日間にわたり、「国際知財司法シンポジウム2018」(Judicial Symposium on Intellectual Property / TOKYO 2018)が開催された。このシンポジウムは、平成29年10月に実施された「国際知財司法シンポジウム2017」(Judicial Symposium on Intellectual Property / TOKYO 2017)に続くものであり、最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットが、共同で開催したものである^{1、2}。

本稿は、シンポジウムの結果概要とその成果について、総括するものである。

第2 シンポジウムの概要

1 開催に至る経緯

知的財産権分野においては、企業活動がグローバル化し、対象となる技術が世界共通であるため、世界各国で同種の紛争が発生することも珍しくない。その意味で、海外における紛争解決の動向を知ることは、極めて重要なことであり、日本の裁判所における法律の解釈適用が、世界標準に耐え得るよう常に留意する必要がある。

知財高裁は、平成17年4月の設立以来、海外からの訪問客が年々増加し、3000名を超える海外の法曹関係者等と交流を図ってきた。また、日本の裁判官が、国内外で開催される知的財産権関係の国際会議等において、講演を行ったりパネリストとして参加したりする機会も増えてきた。

このような中、平成29年10月に実施された「国際知財司法シンポジウム2017」は、知財高裁が主催者の一員として開催した初めてのシンポジウムであった。上記国際知財司法シンポジウム2017の知財高裁担当のプログラムでは、日中韓シンガポールの4か国で証拠収集手続をテーマとする模擬裁判及びパネルディスカッション等を行った。その目的は、知的財産紛争に関する東アジア地域の法制度や訴訟運営に関する相互理解を促進し、各国の共通認識と連帯感を醸成して、同地域全体としての紛争処理能力の向上を図ること、また、これを傍聴する法曹関係者や企業関係者に対し、海外で知的財産にかかわる活動を行う上で必要となるような、各国の法制度や訴訟運営に関する的確な情報を提供することにあった。

今回の「国際知財司法シンポジウム2018」は、2017年のシンポジウムに続くものであり、上記のような目的を、欧米の主要国との関係で達成するため、招へい国をアジア諸国からドイツ、フランス、英国及び米国に移して、実施されたものである。

¹ 外務省、国際民商事法センター、知的財産戦略本部、日本経済団体連合会、日本国際知的財産保護協会、日本知的財産協会及び日本弁理士会に後援していただいた。

² 平成30年11月30日には、「国際知財司法シンポジウム ASEAN + 3 アドバンストセミナー 2018」 も開催された。